

ドイツ大学の歴史的性格

— 「公」と「私」のアスペクトから —

別 府 昭 郎

目 次

- 序 本稿のねらい
- 第1章 先行研究による性格規定
- 第2章 大学内部における公と私
 - 1. 教師の種類
 - 2. 大学教師の採用・任命
 - 3. 講義の種類
 - 4. 大学・学部運営機関の構成
 - 5. 教師の収入源
- 第3章 大学と国家との歴史的関係
- 結語

ドイツ大学の歴史的性格

— 「公」と「私」のアスペクトから —

別府 昭郎*

序 本稿のねらい

中世ヨーロッパにその起源をもつドイツの大学制度は、約600年に及ぶ歴史を持っている。この間、大学の組織構造は、いくつかの点では多少の変化をした。しかし、基本的には同一性を保持しつつ今日に至っている。¹⁾ 本稿では、ドイツ大学の歴史を貫く同一の潮流、すなわち時代は異なっても変わらない論理的共通性を探してみたい。ドイツ大学の歴史的性格を統一ある全体として理解するばあい、いかなる概念を設定すれば、もっともよく問題の本質にせまりうるのか。また、その概念を通してしてみると、どのような特性が明らかとなってくるのか。この問題を、歴史的事実にそくして考察することが本稿の主題である。

本稿において取り扱う歴史的素材の主要部分は、ナポレオンからの解放戦争および教会財産の世俗化を経て、近代官僚制国家が成立した19世紀を中心にするようになる。しかし、事態の推移をあきらかにする必要があるときは、それ以前や以後の時代についても言及することになる。

第1章 先行研究による性格規定

この問題を考察する糸口として、ドイツ大学の特性を、大学史の先行研究者がどのように規定してきたか、ごく簡単に検討してみよう。

1. 「教会的機関」か「世俗的機関」か

F. パウルゼンやF. シュタインといった学者たちとG. カウフマンやF. ベツォルドといった学者たちとのあいだで、「中世大学は教会的機関なのか、世俗的機関なのか」をめぐる論争が行われた。²⁾ パウルゼンたちは教会的機関だと言い、カウフマンたちは世俗的機関だと主張した。このばあい、主要な論点の一つは大学裁判権をどう考えるかであった。すなわち、パウルゼンたちは大学裁判権も教会裁判権の一部だと考えていた。これに対して、カウフマンたちは、大学裁判権は大学のギルド的特性に由来するものであり、大学が教会から独立した団体であることの象徴であると把握した。

2. 「国家の施設」か「自治団体」か

さらに、近代のドイツ大学の特性を問題にした書物をひもとくとき、「国家の施設」とか「自治団体」とかいう定義にしばしばである。このことは、多くの学者によって言及されている。ここでは、二人の学者の著作から引用しておこう。

さきにもふれたF. パウルゼンは、「教授免状（*venia legendi*）の授与は、大学教師の学者共

* 明治大学文学部助教授（大学教育研究センター客員研究員）

和国への採用を意味していたが、国家官吏としての教授団への採用を意味するものではなかった。このことのなかに、国家の施設としての大学と団体としての大学というドイツ大学本来の二重性格が、もっとも鮮明にあらわれている」と言っている。³⁾

ここで、パウlsenが言っていることは、大学は、国家官吏である教師集団と国家官吏でない教師集団とから構成されており、この両者は厳密に区別される。教授免状を取得し、教壇に立つことは、かならずしも国家官吏である教師集団への採用を意味しなかった。このことが、ドイツ大学に特有な二重性格を端的にしめしている、ということにほかならない。

また、ヤスパースは、次のように書いている。⁴⁾

「大学は、自治団体として創設され、法王や国家の創設文書によって、権限を授与され、独自の財産とりわけ基本財産を付与されていた。

この自治団体の自己運営という理念は、この歴史に由来するものである。大学は、みずからその組織を構成し、その成員を選択し、その教育を構成し、今日博士学位として残っている学位を授与する。

しかし、大学は、公共上の団体（Körperschaft öffentlichen Rechts）として、国家の意思・保護・援助によって存立する。大学は二つの顔をもっている。すなわち、国家のほうを向いた顔と国家から自由な顔である。大学の理念にしたがって、大学は自分自身で定款をつくり、それにしたがって運営する。大学は、大学を承認している国家に、この二つの顔をみせている。

大学の自己運営は、教授たちが担っている。教授は、まず第一に、団体の成員なのであって、国家官吏ではない。」

ヤスパースは、歴史的に言えば、大学は、国家の方を向いた顔と国家から自由な顔とのふたつの顔を持っていること、大学の自治の担い手は教授であるが、教授、その根本において、団体の成員であって、国家の官吏ではないことを指摘している。

大学史の研究者の説は、この二人の学者からの引用で、十分であろう。学者による規定のほか、法律による性格規定も忘れるわけにはいかない。よく引き合いにだされるプロイセンの1794年の「一般国法」（Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten.）には、以下のような規定がみえる。

第1条「学校および大学は国家の施設であって、青少年に有益な知識および学問を教授することを目的とする」。

第67条「大学は特権を有する団体がもつあらゆる権利を保持する」。

このように、法律においても、大学を、一方では「国家の施設」として、他方では「特権をもつ団体」として規定している。これは、ヤスパースも言っているように、ドイツ大学の歴史的殊事情に由来するものにほかならない。

3. 歴史的特性

では、その殊事情とはなにか。よく知られているように、ボローニャやパリ大学は、その成立に国家や都市権力が関与することなく、発生した。それらの大学は、自力で、いくつかの特権を獲得した。それらの特権とは、大学裁判権、出身地の教会聖職を大学所在地で受ける権利、学位や

教授免状（*venia legendi*）授与権、免税特権あるいは *cessatio* と呼ばれる教授活動停止権などであった。

ところが、ドイツの諸大学は、14世紀にはいって始めて、領邦国家により、先行の諸大学と同じ特権を持つ団体として、「上から」作為的に開設されたのであった。大学教師の主要部分は、創設の当初から固定給や寮舎があてがわれていた。このように、創設のはじめから、ドイツの大学は、なるほど「特権団体」ではあったが、国家との密接な関係を、いわば「業」として抱え込んでいた。そして、領主権力は、大学の団体的特権を無視しなかった。こうして、団体権と領主権との二重構造が成立することとなった。

このように国家あるいは都市によって創設された特権団体であったということが、ドイツの大学の歴史の実態であり、その後の大学の在り方を根本から規定しているのである。このことは、ヤスパースやパウルゼンに明らかのようにドイツ人の大学についての思惟形態にも、反映されているのである。

このように学者の大学論と法律による規定を考察してみると、さきにのべた「世俗的団体」や「教会的団体」という規定は、歴史を貫くドイツ大学の論理的共通性をまるごと把握しようとするとき、有効性を持ちにくい。この性格規定は、あとで述べるように、大学の「領邦化」（*Territorialisierung*）が顕在化し、教会的性格を脱却していく宗教改革期以後の時代には、通用しないからである。したがって、むしろ、「自治団体」および「国家の施設」という視点から、問題を解きほぐして行ったほうが、有効なようにおもわれる。

4. 「自治団体」と「国家の施設」の意味内容

では、「自治団体」としての大学とは何か。それは、国家財産とは区別される大学独自の財産をもっている。さらに、国家元首などに「学長閣下」（*Rector magnificentissimus*）とか名誉博士などの称号を授与する⁵¹。しかし、大学が自治団体たる最も重要で、基本的な権利は、学位授与権・教授資格授与権である。まさに大学は、学位と教授資格を授与しうる唯一の団体にほかならない。

では、「国家の施設」としての大学とはなにか。大学は、国家（都市立もある）によって設置され、財政的援助をうけ、維持される施設である。前述のごとく、その存立も国家の定める法律によって認められている。国家の施設であるがゆえに、1816年のベルリン大学の学則（定款）にも明記されているように、「大学は、あらゆる点において、内務省の監督の下に置かれる」ことになる。大学に対して、一般的監督をおこなう役職として、大学監督官（*Kurator*）がおかれている。これは一種のお目付け役といってよい。

5. 公および私の概念

ところで、「自治団体」において通用する原理を「私の原理」と呼ぶことができよう。これにたいして、「国家の施設」としての大学を支える原理は「公の原理」と名づけることができよう。では、ここでいう「私の原理」とはなにか。「公の原理」とはどのような意味内容をもっているのか。

後に述べるように、19世紀の後半、私講師問題が政治問題化したとき多くの意見発表をおこなった法学者ヤストロウを手掛かりにして、「公」と「私」というこのふたつの概念を定義すれば、以下のごとくである。ヤストロウによれば、公と私という概念は、「まさに、ローマ法の言葉の慣

用に対応していて、国家的なもの（staatlich）はすべて『公的』（öffentlich）として特色づけられ、国家的でないものは『私的』（privat）と特色づけられる⁶¹のである。このヤストロウの定義を敷えんすれば、「公」とは国家による直接の監督や規制を受ける領域のことを意味する。これに対して、「私」とは国家による直接の監督や規制を受けない領域のことをいう。したがって、「公の原理」とは、国家による直接の監督や規制を受ける領域で通用する原理であり、「私の原理」とは、国家による直接の監督や規制を受けない領域で通用する原理ということになる⁷¹。

大学史上の出来事を考察するに際し、このように、公的要素と私的要素とを区別することの必要性と重要性は、ヤストロウのみならず、E. ホルンも「私講師の歴史」という論文において、指摘している⁸¹。

しかし、このような公と私という概念規定を、ヤストロウを手掛かりにして行ったとしても、「国家的なるもの」を基準にして大学にかかわる歴史事象を考察するということを意味しない。むしろ、この概念は、大学の内部的構造や大学と大学創設機関との関係を考察するさいの理念型としての意味を持っている。

以上、ドイツの大学は、歴史的に見れば、特権を持った自治団体としての性格と国家の施設としての性格という二重構造を持っていること、そして、前者を成り立たせているのは私の原理であり、後者を成り立たせているのは公の原理であることを述べた。次に、この二つの契機が大学の内部構造においてどのように組み合されているのかを、検討しなければならない。

第2章 大学内部における公と私

さて、「国家の施設」と「自治団体」、「公」と「私」という構造的二重性は、大学内部において、どのような具体的現象となって顕現しているのか。この問いに答えるために、以下の5つの指標を挙げて、考えていきたい⁹¹。

1. 教師の種類
2. 大学教師の採用・任命
3. 講義
4. 大学の運営機関の構成
5. 教師の収入源

これらの指標は、個々バラバラに独立しているのではなく、じつは、内容的に深く関連しあっていて、一つをとりあげると、イモづる式に他の指標にも触れざるを得ない。これらぬきさしならぬ論理的必然性をもって結びついている一つ一つの要素を一度個別に分解し、検討することによって、どのようなことが見えてくるのか。

1. 教師の種類

大学の中核的な構成要素は、学生でもなく、事務職員でもなく、教師である。したがって、大学の特性は教師の在り方に最も鮮明に現れる。では、どのような教師達が、大学で教える権利をもっているのか。1816年のベルリン大学の学則（定款）によれば、「1. あらかじめ大学教授資格試験をうけたのち、正教授もしくは員外教授に任命された者、2. 科学アカデミー正会員、3. 講義を

行おうと思っている学部で大学教授資格を得ている私講師」と定めている。現実に1811年には、ベルリン大学全体で正教授25人、員外教授8人、私講師14人が教えていた。¹⁰この正教授、員外教授、私講師という教師の階層は、19世紀にはドイツの大学には、共通にみられる階層構成である。ドイツの大学教師団はこの三者を基本として構成されてきたといわれる所以であるが、ここで問うべきは「国家の施設」と「自治団体」としての大学の二重性格が教師団のなかにどのように現れているかということである。

上記の教師層は、公的性格をもつ教授と私的性格をもつ私講師のグループに分類できる。

(1) 正教授は、中世大学における有給教師 (Stipendiatus) や寮舎付き教師 (Collegiatus) といった経済的援助を受けていた教師たちと、系譜のうえでつながっている。これらの教師たちは、大学の領邦国家への取り込みが進行した宗教改革以後の時代には「教授」(Professor) とよばれるようになった。正教授層は、大学や学部の運営権を独占的に手中におさめ、国家(大学設立機関)から固定給をもらい、主要な学問領域を長期間にわたって担当するようになった。16世紀の30年代から50年代にかけて、ドイツ大学に特有な正教授職は、確立されたと言ってよい。

18世紀末から19世紀初頭にかけての時期に、大学教授を国家官僚制のなかに取り込んでいく傾向が顕著にみられる。たとえば、オーストリアではヨーゼフ二世治下の1783年、バイエルンでは1799年に、大学教授は国家の官吏であると定められた。プロイセンでは、前記の「一般国法」第73条で、「大学のすべての正教授、員外教授、教師そして職員は、裁判籍に関することを除き、帝国官吏の権利を享受する」ときだめている。

正教授は、彼の専門とする学問領域のすべての分野にわたって、なんらの制約もなく講義を行う権利(完全な教授権)をもっている。正教授の地位は、国家予算の裏付けがあり、俸給をうけていた。俸給のみかえりとして、正講義を誠実に行う義務(職務誠実義務)を負っていた。このような正教授の特性は、今日でも基本的にはまったく変化していないと言ってよい。

(2) 員外教授は、中世大学にはみられない。それは、16世紀に、正教授職が確立されるのとはほぼ時期を同じくして、出現してきた。それは、正教授に昇進するための腰掛け的性格を持っていた。また、正教授による正規の大学教育を補完するポジションでもあった。したがって、その発生のおきから、正教授の数よりもすくなかった。ごく少数ではあったが、正教授のように、固定給を受け¹¹る者もあった。しかし、大部分は無給であった。

発生期とおなじく、19世紀から20世紀の員外教授職も二つの種類に分けることができる。すなわち、「官吏である員外教授」(der beamte außerordentliche Professor) と「官吏でない員外教授」(der nichtbeamte außerordentliche Professor) である。¹²官吏である員外教授は、当然、国家予算の裏付けがあり、固定給をもらっていた。

このように、員外教授には、公的性格を持つ者と私的性格を持つ者がいたといえよう。

(3) 私講師は、ドイツ大学に特有の教師層であった。私講師は、歴史的に言えば、伝統的な無給教師 (Doctor legens) に由来するものである。無給教師たちは、18世紀から19世紀にかけての時代に、大学教授資格試験 (Habilitation) が導入されたことによって、私講師へと変容したのであった。私講師制度の確立と大学教授資格試験の導入とは表裏一体の関係にある。私講師層は、ま

さに大学教授予備軍であった。私講師は、今日でも性格は若干変わっているが、いくつかの大学で、存在している。

私講師は、その由来からして、私的に教える（*privatim docere*）教師である。「私的に」とは、もちろん、公権力の関与をまったく受けずに、ということの意味する。したがって、私講師には、国家予算の裏付けはなく、無給であった。私講師は、伝統的な団体原理の象徴であるといわれる所以である。私講師は国家官吏ではなく、まったくの私人として教壇にたつ教師にほかならない。収入源は聴講料のみであった。

正教授が完全な教授権を持っていたのに対して、私講師の教授権には、いくつかの制限が付けられていた。私講師は、大学教授資格試験に志願したさいに届け出た専門の学問分野のみを教える権利を持っていたにすぎない。さらに、ベルリン大学では、正教授が私講義で告知したのと同じ題目の講義を、私講師が同一学期に無料で行うことは、禁止されていた。

こうみえてくると、私講師の存在は、ドイツの大学が、伝統的に私的・団体的特性を持っていることを示すシンボルであったと言ってよい。

2. 大学教授の採用・任命

(1) 19世紀における正教授の選任は、ふつう学部が三人の候補者に順位をつけて、文部省に提案し、その中の一人を文部大臣が任命するという方式で行われた。学部はたしかに提案権を保持していたが、文部大臣は、必ずしも提案された三人の候補者や順位にとらわれずに、任命しえ、実際に任命した。¹³

すでに16世紀のハイデルベルグ大学では、大学が二人の候補者を提案し、その中の一人を国王が任命するやり方が採用されている。このような方式がとられたのは、「将来の誤りと失敗を防止するため」であった。¹⁴ただ、ハイデルベルグでもウィーンでもそうであるが、教養学部だけは、国王の任命によらず、学部の判断で自己補充する権利を持っていた。この意味において、教養学部は上級学部よりも、自分たちの仲間は自分たちで選ぶという自治団体に特有の「仲間権」を保持していたといえよう。

現代でも、大学大綱法に明記されているように、三人の候補者を大学が文部省に推薦する方式が、依然として生き続けている。

(2) 員外教授の選任は、16世紀においては、有給か無給かによって、ことになっていた。有給の員外教授の選任には、領邦政府が関与した。無給のそれは、大学独自でおこなった。¹⁵19世紀においては、正教授と同じ方法でおこなわれた。¹⁶

(3) 私講師の採用は、ひとえに学部の必要と判断にまかされていた。すなわち、教授資格試験の受験者に教授資格（*venia legendi*）をあたえるか否か、私講師として採用するか否かは、学部の専決事項であった。大学教授の後継者養成すなわち私講師資格の授与とその採用に関しては、19世紀はじめの時代までは、国家は関与しなかった。将来の大学教授予備軍としての私講師の養成と採用は、全く大学の私事として、大学の主観的内面性が、実際的に保証されてきたのであった。

しかし、あとで述べるように、プロイセンにおいては、1898年の「私講師処分法」によって、文部大臣の私講師にたいする直接的処分や資格の剥奪が定められたのであった。歴史的に「私的」性

格しか持たなかった私講師に対して、公権力が関与する事態となったのである。

私講師の昇進については、つぎのように言えよう。たいいていのばあい、正教授や員外教授は私講師のなかから選ばれた。私講師が大学教授予備軍と呼ばれた所以である。しかし、長期間にわたって私講師職にあったとしても、教授職を要求しうるいわゆる「官職請求権」は認められていなかった。

以上から明らかなように、公的性格を持つ教師と私的性格を持つ教師とは、任命や採用の仕方が原理的に異なっていたのである。

3. 講義の種類

講義や演習といった授業形態にも公的な性格をもつ正講義（publica）と私的な性格をもつ私講師（privata）とが、歴史的に形成されてきた。ここにおいても、publica とか privata という名称からして、象徴的である。

（1）正講義は、その発生において、教授たちが俸給を支給されるみかえりとして行わなければならないものであった。学生は、それを無料で聴くことができた。正講義は、大学の正規の教育の場であった。これに対して、私講義では、教師たちは、聴講料を取って教えた。このように、ドイツの大学では、その発生時から、「正規に教える」（publice docere）ことと「私的に教えること」（privatim docere）という公私二重の教授形態が作り出されることとなった。ここでは、公的職務執行と私的営業を行う場所を区別するという近代的組織に見られる特徴が存在しない。

しかし、時の経過とともに、正規の講義よりも私的な教育のほうが、優勢になってきた。たとえば、18世紀のゲッテンゲン大学では、本来大学の正規の教育を担うべき正講義は、おろそかにされるようになった。それに代って、私講義が主要な位置を占めるにいたった。「大学の繁栄と有用性は、私講義に負っている」とまで言われるようになってしまった。¹⁷

このような本末転倒した事態を生み出した原因は、いくつかあった。正講義は、学則（定款）に厳密に規定されていて、現実の動きに対応していく柔軟性にかけている。これに対して、私講義は、現実の要請に自由自在に対応できる。これが一つの原因であった。そのうえ、私講義の聴講料は、無給教師にとっては生活の資であるが、教授たちにとっても魅力であった。正教授たちは本来の職務に精を出すよりも私的営業に熱心になってしまった。¹⁸このことは、固定給が、教授たちに熱意をもって仕事を遂行しようという気持ちをおこさせる動機づけになりにくい証左と言えよう。

（2）19世紀には、講義の種類は、どうなっていたのか。その実態をバイエルンのミュンヘン大学についてみてみよう。1849年の規定によれば、「正講義」（publica）と「私講義」（privata）および「最も私的な講義」（privatissima）の三種類があることが明記されている。¹⁹

この規定によれば、正講義の性格は上に述べてきたことと基本的に変わらない。正教授は毎年最低でも一つの正講義を持つべきことと定められている。

私講義に関しては、大学の定める聴講料規定（Honorarienordnung）がある。学生は、この規定にしたがって、聴講料を支払う。私講義には、この聴講料規定があることが、下に述べる「最も私的な講義」と異なるところである。

「最も私的な講義」に参加する学生は、教師と聴講料について協定を結び、それにしたがって支

払う。この協定には、国家や学部教授会は全く関与しない。だから、「最も私的」なのである。

19世紀における「最も私的な講義」は、中世や近世における「私講義」に相当するものである。²⁰したがって、この「最も私的な講義」は、本来の大学教育が、学生と教師との私的・個人的な人間関係を媒介として成り立っていたことを示す一つのなごりとみなしえよう。

講義の種類についてみてみても、私的要素と公的要素とが、混然一体となり、統合されていることを看取できよう。

4. 大学・学部運営機関の構成

大学の運営機関は、学部レベルの学部教授会と大学全体の問題を審議する大学評議会とがある。そのほかの大学の委員会としては、大学裁判権にかかわる法廷もあるが、ここでは、前二者について述べたい。

(1) 学部には、狭義の学部概念と広義のそれとがある。広義の学部は、学部に所属する正教授、員外教授および私講師をふくむすべての教師から成り立っている。したがって、広義の学部は、教育組織という特性を持つ。これに対して、狭義の学部は、正教授のみによって構成される。学部長を誰にするか、誰に学位や大学教授資格を授与するか、誰を仲間としてむかえるべく、文部省に推薦するか、といった学部にかかわるすべての事項を審議し、決定する。狭義の学部とは、正教授会と同義である。これは、学部を一種の運営機関——ベルリンのように学則で、官庁（Behörde）と表現している大学もある——とみなす概念にほかならない。

運営機関としての学部の主要任務は、伝統的に、①学位や大学教授資格を授与すること、②学部が担当している学問領域を首尾よく教授するための方策を講ずること、そして③学問の面でも、生活の面でも学生を監督し、奨学金を与えることであった。²¹

このような運営機関としての学部は、正教授職が確立された時にできあがり、ほぼ19世紀の終わりの時期まで、正教授によって寡頭的に支配されてきた。しかし、20世紀にはいると、正教授の独占体制は崩れ、員外教授や私講師の全員とはいかないまでも、彼らの代表が学部運営に参画するようになった。²²

(2) 大学評議会では、誰を学長に選ぶか、大学財産をどう運用するか、といった大学全体にかかわる事項が審議された。それは、基本的には、学部教授と同じく、伝統的に正教授のみによって構成されてきた。しかし、19世紀にはいり、大学の規模が大きくなってくると、大学ごとの事情の相違も生じてきた。ゲッテンゲンやマールブルグのように比較的小規模の大学では、すべての正教授がその成員になっていた。これに対して、ベルリンのような大規模の大学では、正教授の代表による狭義の大学評議会を設けている。²³

20世紀にはいると、学部教授会とおなじく大学評議会にも、員外教授や私講師の代表がその成員として加わるようになった。

5. 教師の収入源

歴史的にみれば、大学教師への財政的援助は、次のような形態をとっておこなわれた。²⁴

- ① 教会聖職祿の付与
- ② 大学の基本財産からの俸給

③ 領主の私財庫からの支給

④ 領邦政府からの俸給

公私の区分でいえば、これらはみな公的性格を持つものと言えよう。しかし、16世紀以降は、個別大学的特殊性をはらみながらも、領邦政府からの俸給に一本化される傾向が強くなっていった。もちろん、公的機関から経済的援助を受けたのは、正教授と有給の員外教授だけであった。無給の私講師たちにとっては、私講義の聴講料だけが収入源であった。

19世紀の終わりから20世紀の初めになると、私講師にも経済的援助がなされるようになった。つまり、特定の学問分野についての講義や演習を委任され、それとひきかえに、助成金をもらう私講師も出現した。²⁵⁾

また、アルトホフ体制下の1897年には、プロイセンの大学で年間3000マルク（ベルリンでは4500マルク）をこえる聴講料を稼ぐ者は、その半分を国庫に納入する旨の規則が²⁶⁾つくられた。このように、元来団体原理に立脚していた聴講料にも、公的権力が介入すようになったのである。

以上、大学教師の特性、任命方式、講義の種類、運営機関の構成そして教師の収入源という大学の内部構造にかかわる事柄を、公と私というアスペクトから分析してきた。とりわけ、つぎのことを指摘しておかなければならない。正教授は、一方では国家によって任命され、俸給を受けるという公的性格を強く持っている。他方では、正教授は団体としての大学の運営の担い手でもある。ヤスパースが、大学の団体的性格を指摘しつつ、「大学の自己運営は教授たちが担っている」と言った所以である。このように、正教授は、私講師が端的に大学の私的性格のシンボルであったのに対して、公的性格と私的性格との接点にあったと言ってよい。

第3章 大学と国家の歴史的関係

1. 大学に作用する二つの力

上に見てきたように、ドイツの大学内部構造を歴史のなかで観察してみると、相互に矛盾する二つの力が作用していることが明らかとなってくる。すなわち、一つの力は、できるだけ国家による統制や監督・干渉を排除して、国家から全く独立した、その構成員の自由意志によって運営される完全な自治団体に近づく方向に作用している。すなわち政治権力から無限にのがれていくことをめざす力にほかならない。政治的拡散の力である。この力のよってたつところは、いうまでもなく、「私の原理」である。この方向の行き着く極限形態は、完全な学者の共和国にほかならない。ここにおいて、大学は「国家のなかの小国家」となる。大学はこの方向を志向する。

もうひとつの力は、大学のすみずみにまで国家の監督と統制を及ぼし、大学を国家官僚機構のなかに強力に組み込んで行こうとする方向に作用する。すなわち、大学に固有な機能すべてを国家権力に集中しようとする力にほかならない。すなわち政治的集中の力である。この力によってたつところは、「公の原理」である。この方向の極限形態は、全く自治権をもたない、国家のたんなる「下級官庁」にすぎなくなる。国家の側はこの方向を目指す。

2. 歴史における二つの力の緊張関係

この二つの力の緊張関係を、歴史のなかでみてみると、どのような事柄がわかってくるのか。²⁷⁾

(1) さきに、16世紀には大学の「領邦化」が進行するとのべた。それは、領邦宗派主義体制の確立およびその徹底を意味するものであった。そのことを端的に示しているのは、領主権力の大学にたいする「査察」(Visitation) である。たとえば、1578年にザクセン公は、4人の査察官を命じ、ヴィッテンベルグ大学を査察させている。査察官は、学長選挙、チェンセラー、大学の収入、各学部の教師数および担当科目、教授の選任の仕方、試験、講義と復習などといった大学運営から教育の実態にかかわる事まで、調査して報告している。²⁸

また、ハイデルベルグでは、1569年に、各学部の教授が何を教えており、どれくらいの学生がそれらの教授の授業を聞いているか実態調査がおこなわれた。²⁹このような調査は前代未聞のことであったといわれている。これも、領主権力による査察の一種とみてよい。

ウィーン大学は、1520年ごろまでは、教会的機関としての性格を持っていたが、1533年、1537年そして1554年といった度重なる改革を通じて、領邦国家の利害を代表する機関へと性格変更された。つまり、大学は、国家の施設としての機能を果たすように変えられたのであった。³⁰

このような動きに対して、大学の側が団体的特権を維持すべく務めたことは当然である。この時代は、先にも述べたように、正教授職の確立期であり、員外教授職の出現した時期でもある。また、この時期は、狭義の学部教授会や大学評議会といった寡頭的な大学運営機関が確立された時期でもある。正教授職および寡頭的運営機関の確立は、じつは、領主権力が、教会とならんで、大学を支配機構に組み込んで、領邦大学化していく過程の一環であった。

(2) 次に、18世紀から19世紀における二つの力の緊張関係をオーストリアとプロイセンの事例についてみてみよう。

オーストリアにおいて、ヨーゼフ2世統治下の1783年、急進的な国家改造が行われた。その一環として、大学が伝統的に保持してきた団体的特権は消滅させられた。³¹とりわけ、大学裁判権は、ギルド的遺物として、廃止された。教授のガウンや大学の公印も廃止された。³²さらに重要なことは、大学教授の地位は、³³国家の官吏と同じとされたことである。

プロイセンでは、すでに述べたように、「一般国法」が施行され、大学の二重性格が法律に明文化された。

プロイセンの文部大臣を1817年から1840年まで務めたアルテンシュタインは、大学と国家との関係について、つぎのように言っている。「大学は、国家のなかの国家ではない。この誤った見解の基礎は、その歴史に、すなわち、古い等族制のその政府に対する関係に類似した、かつてのツンフト的組織にあるのだ。政府は施設的主人である」。³⁴ここには、大学を、階層的な秩序を持つ政治的支配機構の中に組み込もうとする政治家の本音が語られていると言ってよい。近代的な国家主権を確立していくうえで、大学の伝統的な団体的特権は阻害要因として作用するからである。

3. 私講師をめぐる状況

1840年以降、プロイセンでは、大学の団体的性格のシンボルであった私講師の資格剥奪事件が多数発生している。わが国でよく知られている人物を実例として挙げれば、1842年にブルーノ・パウワーがボン大学で、1877年にベルリンでオイゲン・デューリングが、私講師の資格を剥奪されて、大学から追放されている。こうした私講師資格剥奪の頂点となったのが、アロンス事件であった。

この事件は、わが国でもよく知られているが、その概要を略述すれば、次のとおりである。³⁵⁾

プロイセン文部省は、ベルリン大学哲学部私講師レオ・アロンスが社会民主主義員であることをもって、哲学部教授会に彼を罷免するように圧力をかけた。しかし、哲学部教授会は、学則にてらし、罷免に値するような科は彼にはないと判断した。文部省は、ベルリン大学の教会法学者ヒンシウス博士に意見をもとめた。ヒンシウスは、文部省の意向に沿う見解を、プロイセン文部省発行の「中央雑誌」(Zentralblatt)に発表した。³⁶⁾

大学の学則(定款)や大学教師にかかわる法律を検討したヒンシウスの結論は、以下のごときのものであった。大臣は、私講師にたいする懲罰権を持っている。大臣は、学部が優柔不断なばあい、懲罰機関として直接に方策を講じ、決定を下す権利を有する。学部が優柔不断でないときでさえも、大臣が必要があると判断すれば、私講師の処分について独自に調査し、決定を下しうる。大臣が独自に決定を下したばあい、学部の処分権は消滅する。以上がヒンシウスの見解の概要である。

ヒンシウスは、文部省を大学や学部の上級官庁であるとし、両者のあいだに明確な上下関係があると考えている。だから、大学が大臣の意向に沿わない決定をしたときには、いつでも、大臣独自の決定をなしうることになる。この考えは単一支配的な秩序を作り上げていくのに都合がよい。この考えにしたがえば、大学は国家の営造物となり、大学と国家のあいだに特別な権力関係が成立することとなる。

この見解にもとづいた「私講師処分法」(Gesetz, betreffend die Disziplinarverhältnisse der Privatdozenten an den Landesuniversitäten, der Akademie zu Munster, und dem Lyceum Hosianum zu Braunsberg)が議会で提出され、可決された。この法律は、文部大臣に、私講師に秩序罰(戒告と譴責)を科す権利および教授資格(venia legendi)を剥奪する権利を、認めているのである。

この法律によって、アロンスは1900年に罷免された。通称「アロンス法」と呼ばれている所以である。この法律は、社会民主主義員であるただ一人の私講師をやめさせるために作られたのであった。このように、大学創設機関は、いつの時代にも、大学の団体的特権を極小化し、自己の支配秩序のなかに組み込もうとつとめた。

こうした見解や動向に対して、大学人からの反論や意見発表がなかったわけではない。アロンス法の制定過程において、さかんな意見発表をおこなった二人の学者の見解を紹介しておこう。

パウルゼンの歴史的大学観を要約すれば、次のとおりである。³⁷⁾

大学はもともと国家の施設でもなく、官吏の養成施設でもなかった。それは、発生において、「教える者と学ぶ者の団体」(universitas magistrorum et scholarium)であった。発生期の大学は、後継者養成権と自己補充権を独自の基本的権利としてもっていた。この大学の団体権は19世紀においても、変わっていない。したがって、大臣の責任範囲を拡大することは、大学にとっても国家にとっても、利益をもたらさない。これがパウルゼンの見解の要約である。

ヤストロウも大学の二重構造を認めたらうで、ヒンシウスを次のように批判している。この問題は、大学は自治団体なのか、国家の機関なのかという議論にまで拡大して議論すべきなのに、彼はそれをやっていない。彼は大学の歴史発展を国家の側からのみ見ている。他の側面、すなわち、大学の歴史的発展の団体的側面をまったく見ようとしていない。ヒンシウスは、学部を上級官庁に従

順でなければならない下級官庁であると断じ、教育上の事柄について、国家万能・大臣万能という見解をもっている。この考えは、証明不可能である、と。³⁸

パウルゼンとヤストロウに共通していることは、ともに大学の歴史の実態を重視し、それを考察の基礎においていることである。さきに引用したヤスパースも、基本的には、この二人の思想に近いと言えよう。

このように、団体としての大学と創設機関としての国家との関係を歴史のなかで検討してみると、次のことが明らかになってくる。国家は、一方では大学の特権団体として維持しつつ、他方ではその特権を極小化して、国家の単一的な支配網のなかに取り込もうとしてきた。それに対して、大学は独自の団体的特権を守り、自らの判断や意志決定を優先させようとした。したがって、ドイツの大学の实態は、学者の完全な共和国（小国家）でもなかったし、ましてや国家のたんなる下級官庁でもなかった。これらの極限形態の中間的性格を持つものであった。

4. 二つの大学自治観—後見的自治観と自立的自治観—

上述のように大学は中間的性格を持つとはいっても、この二つの力の緊張関係をどのように把握するかによって、大学自治観も異なってくる。アルテンシュタインやヒンシウスのように、財政的側面や法的諸関係からのみ考察するがぎり、大学は国家によって法認されており、財政的援助を受けているのだから、当然国家の強い監督の下に置かれるのも不自然ではないということになる。こう考えれば、国家による後見的な監督の範囲においてのみしか大学自治は成立しないことになる。これは後見的大学自治観にほかならない。

これに対して、パウルゼンやヤストロウあるいはヤスパースのような立場にたてば、大学は、国家から財政的援助を受け、また、国法によって、その存立の法的基礎をあたえられており、さらに大学教授の最終的な任命権は国家の側にあったとしても、大学は特権団体として創設されたという歴史の実態があるのだから、法以前の自治原理があるということになる。これは自立的大学自治観と言えよう。

ドイツの大学は、上に述べたように、国家に依存する要因と国家から離反する要因——上山安敏は、これを癒着と亀裂と表現している³⁹——とを内包していたが、ドイツ大学の自治を標榜した大学人の意識の根底には、離反していく心性すなわち自立的大学自治観があった。彼らは、精神的には、たえず国家にたいして否定的独立を確保する関係にたとうとした。したがって、国家によって任命され、国家から俸給をもらっているから、国家意思に忠実でなければならない、国家の官吏としての意識を持つべきだ、と考えなかった。ヤスパースの「教授は、まず第一に、団体の成員なのであって、国家官吏ではない」という言葉は、かれの価値判断を象徴的に語っているのみならず、大学人に共通の意識であったと言えよう。ドイツ大学の自由は、C. H. ベッカーも指摘しているように、⁴⁰その実質において、「教育と研究の自由」を中核とする精神的自由にはほかならなかった。

結 語

これまでの論述を要約しておこう。本稿は、ドイツ大学の歴史を貫く共通の特性を探るための概念の検討からはじめて、先行研究に学びつつ、「国家の施設」と「自治団体」あるいは「公の原理」

と「私の原理」という概念を設定した。この二つの概念を使って、大学の内部構造を、5つの指標を手掛かりに分析してみた。その結果、これら矛盾する性格や原理が大学組織のなかで対立しつつ統一されていること、あるいは、相互に矛盾する契機の相互規定性が大学の在り方を根底から条件づけていることが明らかになった。その上で、大学と国家との関係といういわば大学の外在的条件を、いくつかの歴史的事例にそくして検討した。特権を有する自治団体として創設された大学のなかに、常に「国家的なるもの」が入り込んでくること、近代的な国家主権を確立する過程において、国家は大学の団体的特権を極小化し、国家の支配機構のなかに強引に組み込もうとしたこと、こうした動向に対して大学は抵抗してきたことをみてきた。さらに、ドイツ大学の自治論もこの二つの契機をいかに把握するかにかかわっていることを明らかにしてきた。

こうみても、**「国家の施設」と「自治団体」**、**「公の原理」と「私の原理」という概念は**、本稿で試みた以外の現象や出来事を検討するばあいにも**「理念型」として有効**であろう。これらの概念は、必要な変更を加えれば、わが国における大学自治論、大学設置形態論、大学創設機関（国家や私立大学の理事会）と大学との関係あるいは経営権と教学権との関係、教員人事といった大学の存立にかかわる重要問題を考えるさいの示唆を与えてくれるのではないか。

註

- 1) L. ベーム, 別府昭郎訳, 「ドイツ大学の勃興と改革」明治大学国際交流センター1987年 pp. 2-3.
- 2) 島田雄次郎「ヨーロッパ大学史研究」未来社 1967年, p. 7 以下。
- 3) Paulsen, F., Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium, 1966, s.127
- 4) Jaspers, K., und Rossmann, K., Die Idee der Universität, 1961, s.114
- 5) Jastrow, J., Die Stellung der Privatdozenten, 1896, ss.2-3
- 6) Jastrow, a.a.O., s.4
- 7) 世良晃志郎「歴史学方法論」木鐸社 1975年, p. 330
- 8) Horn, E., Zur Geschichte der Privatdozenten in: Mitteilungen der Gesellschaft für deutsche Erziehungs- und Schulgeschichte, Bd.XI, 1901, s.68
- 9) これらのほか, 学問領域, 大学試験と国家試験などの指標が考えられる。
- 10) Busch, A., Die Geschichte der Privatdozenten, 1959, s.46
- 11) Tholuck, A., Das akademische Leben des 17. Jahrhundert, 1853, s.49
- 12) Bernhard, L., Akademische Selbstverwaltung in Frankreich und Deutschland, 1930, ss.86-88
- 13) Palusen, a. a. O., s. 101-102を参照のこと。
- 14) Weisert, H., Verfassung der Universität Heidelberg, 1974, s.62
- 15) Tholuck, a.a.O., s.49
- 16) Jastrow, a.a.O., s.3

- 17) Palusen, Geschichte des gelehrten Unterrichts, Bd.2, 1921, s.131
- 18) Horn, a.a.O., s.66
- 19) Satzung für die Studierenden an den Königlich Bayerischen Universitäten 1849, § 69
- 20) Ritter, G., Die Heidelberger Universität, 1936, s.509
- 21) Statuten der philosophischen Facultät der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, 1838, § 4
- 22) Bernhard, a.a.O., s.87
- 23) Hofmann, A.W., Die Frage der Theilung der philosophischen Facultät, 1880, ss.49-51
- 24) Kluge, A., Die Universität-Selbstverwaltung, 1958, s.38
- 25) Bernhard, a.a.O., s.88
- 26) Rein, W., Universität in: Encyklopedisches Handbuch der Pädagogik, 1909, s.416
- 27) クルーゲは、大学と国家との関係の歴史について、次のような時代区分を試みている。①中世における大学監督（14世紀から17世紀まで）、②初期絶対主義的の大学監督（16世紀から17世紀まで）、③18世紀における大学監督と古典的の大学監督、④19世紀および1945年までの伝統的の大学監督、⑤現代における大学監督（法による監督）。Kluge, a. a. O., ss. 226-233
- 28) Friedensburg, W., Urkundenbuch der Universität Wittenberg, 1926, ss.417-548
- 29) Hautz, Joh.F., Geschichte der Universität Heidelberg, Bd.2, ss.58-59
- 30) Kink, R., Geschichte der kaiserlichen Universität Bd.2, ss.257-258
- 31) Kink, a.a.O., ss.559-567
- 32) ベーム, 前掲書, p. 26
- 33) Kink. a.a.O., s.559
- 34) 上山安敏「法社会史」みすず書房 1966年, p.240 また、等族（Stände）については、H. ミッタイス, 世良晃志郎訳「ドイツ法制史概説」創文社 1970年, p. 38以下などを参照。また、団体に対する国家的規制の必要を力説したヴァーレツ（一般国法の起草者の一人）の考えについては、村上淳一「ドイツ市民法史」東京大学出版会 1985年, p. 111以下参照。
- 35) 潮木守一「近代大学の形成と変容」東京大学出版会 1973年, pp.124-127
- 36) Die Disciplin über Privatdozenten an der preuBischen Universitäten in: Centralblatt für die gesammte Unterrichts-Verwaltung in PreuBen 1885, ss.752-776
- 37) Paulsen, F., Die deutschen Universitäten und die Privatdozenten in: PreuBischen Jahrbücher 1886
- 38) Jastrow, a.a.O., s.26
- 39) 上山安敏「ヴェーバーとその社会」ミネルヴァ書房 1987年, p. 24
- 40) Becker, C.H., Gedanken zur Hochschulreform, 1920, ss.20-21

The Historical Character of German Universities

Akiro BEPPU*

It is a generally acknowledged fact that the German university did not come of itself, but was established by the state after the model of Paris or Bologna. The earlier universities in Italy and France had gradually obtained corporative privileges, such as exemption from civil jurisdiction and taxes, and the right of self-government.

The German university was founded as a guild. From the beginning of its foundation it was granted corporative privileges; the right of self-government, the right to conduct examinations for the doctor-degree, to appoint its own officials, to admit *venia legendi* and *Privatdozenten* and to carry out its own academic jurisdiction etc.

On the other hand, it was not only a free corporation (guild), but also a state institution. It was founded and maintained by the state, and was subject to state control. Therefore it had a dual character: a privileged free corporation (private element) and a state institution (public element).

Using these concepts (public and private), this paper tries to analyze the organization of the German university from the following five aspects;

- (1) Kinds of teaching staff
- (2) Mode of appointing the university teachers
- (3) Kinds of lecturers
- (4) Members of decision-making body (senate and faculty-meeting)
- (5) Source of income of university teachers

By analyzing the organization of the German university from the above five aspects from a historical perspective, this paper concludes that the German university as an organization was an amalgamation of two inconsistent elements, that is the university as a free corporation (private element) and the university as a state institution (public element). This mixture of two elements has historically conditioned the peculiar character of the German university.

We can say that the concept: "the German university as an organization is an amalgamation of two inconsistent elements" is useful as a ideal type (*Idealtypus*) for researching the history of German universities.

* Associate Professor, School of Literature, Meiji University (Affiliated Researcher, R.I.H. E.)

